

## 相模原市路上喫煙の防止に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、市民等、事業者及び市が連携して市民等の身体及び財産の安全及び安心の確保を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路等(道路等を管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した喫煙場所を除く。)でたばこを吸う行為及び火の付いたたばこを持つ行為をいう。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の車内においてこれらの行為を行うことを除く。
- (2) 道路等 道路、駅前広場、公園、バス停留所その他の公共の用に供する場所(室内及びこれに準ずる環境にあるものを除く。)をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、市民等及び事業者と連携して路上喫煙の防止に係る意識の啓発その他必要な施策を推進するものとする。

### (市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めるものとする。

- 2 市民等及び事業者は、市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (路上喫煙禁止地区)

第5条 市長は、市民等の身体及び財産の安全及び安心の確保を図るため、路上喫煙を禁止する必要があると認める地区を路上喫煙禁止地区(以下「禁止地区」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴かなければならない。
- 3 禁止地区の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定による告示後、速やかに、禁止地区内に規則で定める事項を掲示しなければならない。

(禁止地区の変更等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、禁止地区を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、禁止地区を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(路上喫煙重点禁止地区)

第7条 市長は、禁止地区のうち路上喫煙を特に規制する必要があると認める地区を路上喫煙重点禁止地区(以下「重点禁止地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、重点禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴かなければならない。

3 重点禁止地区の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定による告示後、速やかに、重点禁止地区内に規則で定める事項を掲示しなければならない。

(重点禁止地区の変更等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、重点禁止地区を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、重点禁止地区を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(禁止地区及び重点禁止地区における路上喫煙の禁止)

第9条 市民等は、禁止地区及び重点禁止地区において路上喫煙をしてはならない。

(指導及び命令)

第10条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、路上喫煙の中止を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導に従わない者に対し、路上喫煙の中止を命ずることができる。

(相模原市行政手続条例の適用除外)

第11条 前条第2項の規定による命令については、相模原市行政手続条例(平成

9年相模原市条例第13号)第3章の規定は、適用しない。

(過料)

第12条 重点禁止地区において、第10条第2項の規定による命令に違反した者は、2,000円の過料に処する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第12条の規定は平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 禁止地区及び重点禁止地区の指定に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。